

7 高福第 3 7 3 号  
令和 7 年 4 月 3 0 日

各市町村  
東三河広域連合 } 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 7 年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業費補助  
金分）に係る所要額調べ（3 回目）について（照会）

このことについて、県の予算編成作業上、県内における基金活用意向を把握する必要があるため、下記により提出してください。

記

1 提出書類

- ・令和 7 年度地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備事業費補助金分）  
所要額調べ（3 回目）（別紙様式）  
※該当がない場合も、必ず様式の記名欄下の枠に○を付して回答してください。

2 提出方法及び期限

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）必着（電子メールにて回答）

※別紙様式（添付のエクセルファイル）に必要事項を入力し、ファイル名の「○市町村」を当該市町村名等に変更の上、下記メールアドレス宛て提出してください。

3 その他

別紙 1 「作成に当たっての注意事項」、別紙 2 「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業整理表」及び別添「県要綱改正案」を参考に作成してください。

担 当 施設グループ（宮林）  
電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）  
メー ル korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

作成に当たっての注意事項

- 1 今回の調査は、第2回所要額調査（令和6年10月2日付け6高福第2318号）で回答いただいた事業の変更及び単価・補助率の改定による所要額の変更及び追加予定の4事業に対する意向を確認するものです。必ず回答をお願いします。
- 2 所要額を見込むにあたり、前回の照会以降、公募不調や事業所からの申し出等による補助対象施設の減や事業計画の変更が生じたものについては、必ず反映させ、朱書きしてください。

なお、既に令和7年度当初予算編成が終わっていることから、単価改定等及び追加予定の4事業以外の増額・追加事業は認められません。

また、事業を取り下げる場合は、行全体から削除し、ファイルの別ページにある「取り下げ事業一覧」に事業名、理由等を記載してください。
- 3 補助内容及び補助単価については、別紙「県要綱（令和7年度改正案）※」「別表1～7（令和7年度改正案）※」を参照してください。

なお、県要綱改正時に、補助単価等が減額となる場合があります。  
※令和7年3月「全国介護保険・高齢者保健福祉単横課長会議資料」等の内容を反映したもの。
- 4 定員30人以上の広域型施設等（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する、施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業及び定期借地権設定のための一時金支援事業は県事業（政令・中核市を除く。）、それ以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認してください。
- 5 当該補助金における市町村事業については、市町村が実施した補助事業に対し、県が補助するものです。所要額調査にあたっては、管内の施設及び事業所には、市町村の補助要綱等を示し、それに基づいて確認を行っていただき、県への協議としてください。
- 6 本補助金の財源である地域医療介護総合確保基金（整備分）では、国への協議に当たっては優先順位をつけることとされております。

このため、必ず回答様式のメニュー毎に各市町村内の優先順位を附番してください。空欄や同一順位を附番した場合、上段記載の事業の優先順位を高くされたものとみなします。
- 7 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケア

ハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。

- 8 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再開設）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第5条（4）、（5））。

作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認してください。

- 9 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）ウ）。

- 10 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和7年度実施の事業を重複して申請することはできません。

- 11 当該補助金については、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。

回答に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。

- 12 本補助金を活用して整備した施設・設備（補助対象財産）を交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供し又は取り壊す等する場合、財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。これについては、活用を希望する事業者には必ず周知してください。

- 13 令和7年度の所要額は令和6年度末の基金残を上回っているため年度当初からの早期内示を全事業に対して行うことはできません。

そのため、県としては以下の事業を早期内示の対象とします。

《早期内示対象》

- ・地域密着型サービス等整備助成事業
- ・災害YZ・RZに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業
- ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- ・定期借地権設定のための一時金支援事業

また、県から市町村への内示は、原則、国からの内示後（例年秋ごろ）となる見込みです。補助事業の着手時期が遅れる可能性がありますので、その旨、調査時に必ず案内してください。なお、内示前着工は認められません。

- 14 4月30日現在、国要綱の改正文が未達のため、要綱案により調査を実施しま

す。このため、令和7年度の事業実施や補助額を担保するものではありません。

なお、調査期間中に国要綱が正式に改正された場合は、速やかに県要綱の改定手続きを執り、新たな県要綱を送付いたします。